

# 仙台市農業委員会第72回総会議事録

○ 開催日時 令和6年4月26日（金曜日）午後1時30分から午後3時35分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太		14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 1人 13番 佐藤 千治

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

(5) 第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認について

(6) 第6号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）

(7) 第7号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

5 協 議

(1) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

(2) 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）について

6 報 告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出について

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(4) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(6) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断について

(7) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻について

(8) 売渡あっせん希望農地一覧表

(9) 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

## 7 その他

### (1) 会長報告

(2) 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を作る宮城県運動」推進要領の改正について

(3) 「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」様式の配布について

(4) 市街化調整区域内における資材置場等への農地転用許可リストの更新について

(5) 農地を活用したソーラーシェアリングモデル創出事業の実施について

(6) 事務局からの連絡事項

### ○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
副主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：副主幹	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第72回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：副主幹	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、13番佐藤千治委員から欠席の届けがありました。18人中17人出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	次に、議事録署名委員については、4番 大泉権吾委員、5番 大里重市委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。	
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第5号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、4月18日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第1号議案については、赤間敬委員の案件がありますので、農	

業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、伊藤憲一推進委員、高山真里子推進委員、阿部忠弘推進委員、永野真推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、売買による農業承継が1件、賃貸借による新規就農が3件、使用貸借による新規就農が1件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を菊地郁夫委員から、番号4番から6番を柴田市郎委員から、番号7番と8番を小野寺潔委員からします。番号1番から3番および7番は、口頭報告をします。

議 長

それでは、最初に番号4番を審議することにします。番号4番は赤間敬委員の案件でありますので、赤間敬委員は退席していただきます。

(赤間敬委員退席)

議 長

それでは、番号4番を審議します。  
調査結果は、書面報告とします。

(書面報告)

(19番柴田市郎委員報告)

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で1,087aの農地を耕作しております。4月9日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号4番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号4番は、許可と決定いたします。

第1号議案の番号4番が終了しましたので、赤間敬委員は入室してください。

(赤間敬委員入室)

議 長

引き続き、番号4番を除いた7件(番号1番・2番・3番・5番・6番・7番・8番)を審議することにします。

菊地郁夫委員  
(7番)

番号1番から3番までは、譲受人が同じであるため、一括して報告します。

賃貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、農業法人で勤務してきた経験を活かし、独立して営農を開始するものです。トラクター1台を借り受け、1人で50aの農地に、ネギを中心に、グリーンカール、とうもろこし、ブロッコリーを栽培し、スーパーや農協の農産物直売所で販売する計画です。なお、申請地には農地法第3条の許可による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。4月10日に高山真里子農地利用最適化推進委員が、4月11日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、田植、稲刈は作業委託により、家族2人で37aの農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。4月10日に永野真農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により農業承継をするものです。農地所有適格法人が所有している農地を、法人の代表者である個人に所有権を移転するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台、を所有し、家族4人で42aの農地を耕作しています。4月10日に太田功治農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認

しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

小野寺潔委員  
(6番)

番号7番は、使用貸借により新規就農するものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、父の所有する農地を使用貸借し、独立して新規就農するものです。耕うん機1台を父から借り受け、1人で11aの農地に、さつまいも、玉ねぎ、枝豆等を栽培し、自家消費する計画です。4月10日に伊藤憲一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号8番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で1,091aの農地を耕作しております。4月14日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、番号4番を除く7件について、許可相当と報告がありました。ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
第1号議案の7件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号4番を除いた7件については、許可と決定いたします。

(午後1時42分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、松原菊男委員の3名で調査を行いました。今回の申請は、貸資材置場に転用するものが2件、農業用施設に転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件の合計4件です。調査の結果報告は、松原菊男委員からします。番号3番は口頭報告をします。

(書面報告)

(18番松原菊男委員報告)

番号1番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑242㎡を転用し、資材置場に200㎡、通路に42㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金で、預金通帳の写しを確認しております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑137㎡を転用し、山林を含む事業面積639㎡を、貸資材置場に300㎡、通路等に309㎡、駐車場(2台)に30㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、自ら整地することから費用が発生しないことを確認しております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

松原菊男委員  
(18番)

番号3番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域です。申請は、田8,145㎡のうち538㎡を転用し、農業用倉庫に151㎡、通路等に387㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、自己資金であり預金通帳の写しを確認し

ております。農地区分は、一部農業用施設用地として令和6年3月28日付で農振の用途区分変更通知が出ております。また、仙台市大倉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、許可を得ないで、200㎡を超える農業用施設として使用していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(18番松原菊男委員報告)

番号4番は、一般住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であり、第2種農地と判断しました。申請は、畑340㎡を転用し、山林を含む事業面積2,130㎡を、一般住宅及び附属建物に211.28㎡、通路・庭等に1,918.72㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、50年程前から一般住宅として、既に使用していることから改めて費用が発生しないことを確認しております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時46分)

議長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、松原菊男委員の3名で調査を行いました。今回の申請は、駐車場に転用す

るものが1件、資材置場に転用するものが1件、通路に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件の合計4件です。調査の結果報告は、加藤和江委員からします。

(書面報告)

(7番加藤和江委員報告)

番号1番は、使用貸借権の設定により、駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑261㎡を転用し、駐車場に122㎡、通路等に139㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑1,411㎡を転用し、資材置場に944.24㎡、駐車場に158.39㎡、その他通路等に308.37㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により、通路に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畑24㎡を転用し、通路に利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、賃貸借により資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業



施行区域外です。申請は、建築工事業者が自己所有地に置くことができない鉄骨等の資材を一時的に保管するため、田 504 m<sup>2</sup>を一時転用し、資材置場に 404 m<sup>2</sup>、通路等に 100 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和 6 年 10 月 31 日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、農振農用地区域であることから、経済局農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 3 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等  
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請  
に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 4 7 分)

議 長

次に、第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分  
決定について を 上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第 4 号議案の調査結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江  
委員、松原菊男委員の 3 名で調査を行いました。今回の申請は、作業ヤードに一  
時転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが 2 件、水路に一時転用  
していたものの事業計画変更承認を申請するものが 1 件の合計 3 件です。調査の  
結果報告は、菅野則義委員からします。

(書面報告)

(8 番菅野則義委員報告)

番号 1 番と 2 番は関連がありますので一括して報告します。賃借権の設定に  
より作業ヤードに一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承

認申請をするものです。申請地は、都市計画区域外の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。令和5年10月30日付け農地法第5条許可で市発注工事のための作業ヤードに一時転用していましたが、追加工事により工期の延長が必要となったことから、一時転用期間の終期「令和6年3月29日まで」を「令和6年7月31日まで」に変更するものです。

(約4ヶ月間延長するもの) 事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。また、番号1番については、使用貸借権が設定されていることから、耕作者の一時転用への同意書が提出されております。農振農用地区域であることから、経済局農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

番号3番は、賃借権の設定により水路に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。請地は、都市計画区域外の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。令和5年10月30日付農地法第5条許可で公共工事のため水路に一時転用していましたが、追加工事により工期の延長が必要となったことから、一時転用期間の終期「令和6年3月29日まで」から「令和6年7月31日まで」に変更するものです。(約4ヶ月間延長するもの) 事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。また、農振農用地区域であることから、経済局農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画

変更承認申請に係る処分決定については、承認と決定いたします。

(午後1時49分)

議長

次に、第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認についてを 上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第5号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の非農地証明願は、1件です。調査の結果報告は、小野寺潔委員からします。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号1番について報告します。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。現況は山林です。申請理由は、昭和39年頃から山林化し、現在に至るものです。確認資料である、固定資産税課税証明書・現地写真・航空写真により、農地法施行後には農地であったものが耕作不適・耕作不便等止むを得ない事情により20年以上耕作放棄されたため、自然改廃した土地で農地への復元が困難なものと農業委員会が認めたものに該当し、承認相当と調査しました。

議長

第5号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認については、承認と決定いたします。

(午後1時51分)

議長

次に、第6号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）を上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

6ページから7ページをご覧ください。

第6号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）は、令和6年5月14日仙台市公告予定分です。総数で9件、50,288㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各号を満たしているものです。

議 長

第6号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がなければ採決します。  
原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第6号議案 農用地利用集積計画の決定について  
(農地中間管理事業) (一括方式) については、原案のとおり決定します。

(午後1時54分)

議 長

次に、第7号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について を  
上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の8ページから11ページをご覧ください。

第7号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、農地中間  
管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から  
意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。従来  
の中間管理事業の配分計画になるもので、今回は耕作者を変更し、再配分をする  
ものです。令和6年6月25日宮城県公告予定分です。総数で12件、47,906㎡で  
す。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たし  
ているものです。

議 長

第7号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

意見がなければ採決します。  
農用地利用集積等促進計画(案)については「意見はなし」とし、貸付相手方  
に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることに賛  
成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。第7号議案農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見  
について、促進計画(案)については「意見はなし」とし、貸付相手方に関する  
要件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。

(午後1時57分)

議長

続きまして、協議に入ります。

(1)「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を、事務局から説明願います。

事務局振興係

— 説明 —

(1)「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」

議長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、(1)「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」は、承認いたします。

次に、(2)「令和6年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)について」を、事務局から説明願います。

事務局農地係長

— 説明 —

(2)「令和6年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)について」

議長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、(2)「令和6年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)について」は、承認いたします。

(午後2時05分)

議長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1)農地改良工事(現状変更)届出については、聞き取り調査を実施しておりますので口頭報告をします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

農地改良工事(現状変更)届出について、4月18日開催の調査委員会において調査をいたしました。届出は、9件ありました。番号1番から9番までは関連がありますので一括して報告します。規模が大きいことから聞き取り調査を全員で行いました。届出人は9名で109筆の農地(田35,859㎡)に盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域の農地に、カボチャを栽培する計画です。現在の畦畔より20センチ程度高く盛土する計画で、届出地内で排水路やセットバック等を適切に対応予定であり、隣接地への影響はないと判断し

ました。盛土工事期間は、令和6年5月2日から令和6年7月15日までの約2ヶ月半です。4月3日に松原菊男農業委員と戸ヶ瀬健治農地利用最適化推進委員が、現地確認をしております。関係書類は整備されていることを確認しております。詳細については、別添報告書のとおりです。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

熊谷幸夫委員  
(10番)

対象地は泉中央に近い場所に、今回盛土をするということですが、間違いなくその場所で作物を作るのでしょうか。また、作物を作るのに適した土を客土するのでしょうか。

松原菊男委員  
(18番)

聞き取り調査をした際には、間違いなく作物を作るとのことでした。土壌については山砂を使用するとのことで、土壌改善のため肥料を入れるという話を聞いております。

熊谷幸夫委員  
(10番)

盛土したらすぐ転用して、住宅地になるという事例があるので、恐らく慎重に調査されたと思いますが、確認しました。

事務局農地係長

対象地は市街化区域に今後編入されることが予定されている区域のため、窓口申請時に『農地改良工事は「農地として使用する」という前提での申請になる』という点を、代理人等に伝えております。

また、現地調査の際に土地の地権者にも、「農地改良工事での申請なので、農地として使うように」ということを重ねて指導しております。

議 長

この件に関しては聞き取り調査の際にも、皆さん本当に慎重にお話を聞いておりました。農地改良工事というのは、農地としての現状変更届なので、その点を理解してもらわないといけません。「いずれ開発になるから事前に盛土をしまおうということでは駄目です。農地なので、最低でも1作以上は作付けをしてください。」というお話をしています。最初は、大豆を作付けするということがでしたが、面積が大きいため、播種してもらうように地域の組合にお願いをしたところ、断られたということで、「大豆」から「カボチャ」に栽培品目を変更してきました。

いずれにしても農地改良工事なので、農地として作付けをしていただくということが最大の目標なので、この点を特に慎重に調査委員会では聞き取り調査をしておりました。「カボチャ」をきちんと作付けしてもらって、植えただけではなく、収穫までしてくださいと、今後も指導していく必要があります。

事務局農地係長

今回、最初は大豆を作付けるということで申請が出され、いろいろと話を進めていく中で、作付けるのは「カボチャ」にします、という話になりました。その話をした際に、代理人を通じてではありますが、きちんと地権者の方にも「申請内容が農地改良工事になるので、作付けしてもらわないと申請内容と変わって

しまうので、よく判断した上で、何を植えるかご検討ください」ということで話しました。その結果、地域で話し合っ、カボチャを植えるというような話になったと聞いており、9人の地権者の方からは、作付けするという内容で、申請が上がっているものです。

今後、農地改良工事が終わった後、作付して、適切に管理がされるのかどうかというところは、農業委員会としても見ていきたいと思ひます。

郷古雅春委員  
(11番)  
事務局長

申請上は、この9人の地権者たちが営農するという事になっているのですね。

聞き取り調査の際には、地権者の皆さんの決定事項として、稲作はやらないけれど、畑作で作物を作るということを話ししていました。また、今回客土することに関しては、稲作をしないと土地が荒れてしまうという懸念しており、それを防ぐ意味でも客土をする、と説明してました。

議 長

事務局長からも話がありましたが、現況はもう耕作放棄地になっている土地です。そういう状況なので、現状変更し、一度「農地に戻し、まず作付けすることが第一条件です」という話をしています。聞き取り調査でも、農業委員会で追跡調査をしながら、きっちりとやっけていかないと駄目だという話が出ていました。しっかりと指導をしながら、皆で進めていかないと後々問題になってしまう、と思ひていましたので、その辺もご理解していただきたいと思ひております。農業委員会の意見として調査委員会と総会でこのような意見が出ました、ということを通知すべきではないかと思ひます。

高橋勝彦委員  
(17番)

工事期間は7月15日までになっているため、作付するのは大体8月頃になると思ひますが、8月になってからカボチャを作付したとしても、本当に収穫して販売できるのかという懸念があります。

「農地改良工事」という案件として私たちは審議しているわけですから、安易に「農業委員会に届ければ簡単に許可になるよ」というような形で捉えられないように、事務局から相手方にしっかりと指導するようお願ひしたいです。

事務局農地係長

高橋委員から指摘がありましたように、やはり内容は「転用」ではなく「農地改良工事」ですので、この計画を違えないようにと相手方には、申請時からこの計画で申請するのも含めまして、再三確認を取っているところではあります。まずは「必ず農地として利用するということを絶対に守ってください」という指導をしているところではあります。

なお、カボチャの作付け時期については、届出書の計画上は、来年春に作付けを行うという内容で提出されていますので、工事終わってすぐ、今年の8月に作付けをする予定はないとのことではあります。

赤間敬委員

私も高橋委員と同じ意見ですけれども、作付け時期が来年という話も聞くと、代

(3番)

表者を決めて任意組合を作って販売までこぎつけるようにしてもらわないと、という思いなのですが、そこに関する指導はできないものでしょうか。

事務局長

どのような手法で担保するのかですが、赤間委員の意見の任意組合という形がいいのかどうかなど、いろいろと考えなくてはならない部分があるのかもしれませんが、この件も含めて、農業委員会としての申請者への指導の1つとして、そういう意見も出たということ、申請者の皆さんに伝えるということで、進めさせていただければと思っております。

議 長

今度計画を提出する時に、来年度に作付する計画でもいいけれども、きちんと誰が耕作をして、どういう体制にして、きちんと農地改良工事をしますという、きっちりとした計画を示してもらえれば、こちらも安心できると思います。

いずれ許可を出す時に「農業委員からこのような意見が出ていますので、本当に慎重にやっていただきたい」ということを、申請者に伝えてもらうべきではないかと思っておりますので、その辺りを踏まえて事務局は対応をお願いします。

事務局長

佐々木会長はじめ農業委員の皆さんからの意見を整理し、申請者である事業者、そして土地の地権者の方にもしっかりと伝わるように指導していきたいと思えます。

議 長

他に何かございますか。

(意見等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8)売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから7ページに記載のとおり25件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、8ページに記載のとおり9件の届出がありました。相続が8件、持分放棄が1件となっており、事務局長専決により全件受理しております。(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、9ページに記載のとおり10件ありました。(6)遊休農地に係る農地法第2条の適用を受けない非農地判断については、10ページから11ページに記載のとおり36筆ありました。令和6年4月22日事務局長決裁してい



るものです。令和6年2月の第一調査委員会において非農地と判断したものです。(7)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻については、12ページに記載のとおり2件ありました。(8)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせんの新規申出が2件ありましたので、一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願ひ申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(9)「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて」を、事務局から報告願ひます。

事務局農地係長

— 報告 —

(9)「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて」

議 長

報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。

嶺岸若夫委員  
(2番)

資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合、半年ごとに報告の義務が発生するということですが、農業委員としても、半年もしくは1年に1回ぐらい定期的に対象となる土地の現地確認などを求められているのでしょうか。

事務局農地係長

これまでに農地転用した後で建物が建っているという事例がありましたので、昨年度から1年に1回程度、許可した案件のその後の状況を確認していただくため、皆さんに現地調査をお願いするということにさせていただいておりました。

それと併せまして、農業委員会としても転用許可を出した場所は責任を持って見ていかなければいけない、ということで、今回、3年間という一定の区切りが農水省からも示されたところでございますので、完了届けが出て終わりではないというところを、新たに考慮しながら取り組んでいきたいと思ひますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

嶺岸若夫委員  
(2番)

分かりました。

議 長

他に何かございますか。

高橋勝彦委員  
(17番)

恒久的な資材置場は3年間経過を見ていくということですが、この許可の出た資材置場となった場所に、後になって車でプレハブ等を置いた場合は、どのような指導をすることになるのでしょうか。一応駄目な案件だと思ひますが、「許可取り消し」になるのか、もしくは「撤去してください」という指導になるのでしょうか。

事務局農地係長	<p>これについては内容にもよるとは思いますが、まずは「転用目的通りに使用してください」というのが基本です。あとは、その置かれた内容によっても判断が変わってくるかと思えます。例えばプレハブを売買する業者が、一時的に販売用のプレハブを置いている場合には、開発調整課では「建築にはあたらない」という判断になります。ですが、事務所として使用する目的でずっとその場所に置いたとしたのであれば、開発調整課でも「建築物にあたるので駄目です」という判断になります。</p>
高橋勝彦委員 (17番)	<p>よく休憩場のような目的で置く場合があるとは思いますが、そういうことでも一応は駄目だということですか。</p>
事務局農地係長	<p>市街化調整区域なのか都市計画区域以外なのかによっても、変わってくるかとは思いますが、まずはそのような案件を見かけた場合には、事務局に報告を上げていただければと思います。その上で開発調整課の方にも共有して、その案件が開発上問題ないものなのか、それとも問題があるものなのか判断を仰ぎたいと思います。また、元々の申請時の転用目的なども照らし合わせて、違反建築物となれば開発調整課から指導することになります。</p> <p>一方で、転用目的からして認められないようなもの、例えば、資材置場と言っていたのに店舗が建ったような場合には、開発の面からは問題ないかもしれませんが、当初の転用目的とは異なってくると考えられます。その場合には、なぜそうなったのか、申請した事業者から聴取をして、やむを得ないものなのか、それとも、やはり当初の申請が虚偽だった場合には許可の取り消し、原状回復や農地への復元など、事業により対応を検討することになると考えられます。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後2時55分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。</p> <p>(1) 会長報告は、私(佐々木均会長)からいたします。<b>資料4</b>をご覧ください。</p>
会 長	<p>— その他 —</p> <p>(1) 「会長報告」</p>
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>

議 長	続きまして、(2)「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を作る宮城県運動」推進要領の改正について」について を、事務局から説明願います。
事務局副主幹	— その他 — (2)「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を作る宮城県運動」推進要領の改正について」
議 長	ご質問等がございますか。  (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」様式の配付について を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (3)「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」様式の配付について
議 長	ご質問等がございますか。  (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(4)市街化調整区域内における資材置場等への農地転用許可リストの更新について を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	— その他 — (4)市街化調整区域内における資材置場等への農地転用許可リストの更新について
議 長	ご質問等がございますか。  (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(5)農地を活用したソーラーシェアリングモデル創出事業の実施について を、環境局 脱炭素経営推進課から説明願います。
環境局 脱炭素経営推進課	— その他 — (5)農地を活用したソーラーシェアリングモデル創出事業の実施について
議 長	ご質問等がございますか。

(質疑応答を行った)

議 長

次に(6)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

1～7

— その他 —(6)「事務局からの連絡事項について」

事務局振興係

- 1 令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見について(県農業会議依頼)
- 2 令和7年度農林関係税制改正要望について(県農業会議依頼)
- 3 令和6年度農業者年金加入推進部長の推薦について
- 4 仙台市農業委員会事務局職員名簿・担当事務
- 5 5月～6月の予定表
- 6 仙台市農業委員会だより(令和6年春季号)
- 7 他市町村農業委員会だより(秋田市、名取市、松山市)

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務  
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第72回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時35分)